

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十七号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、地域振興部」を削り、「産業・雇用振興部、農林部」を「水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部」に、「くらし創造部」を「文化・教育・くらし創造部」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。